

アマチュアによるコンピュータミュージックの動向について

杉山 正治

大谷大学文学部人文情報学科

この論文では、ネットワーク上においてアマチュア制作者による非営利のMIDIデータ配信に関する問題を取り扱う。MIDI配信が、デファクトスタンダードな音源の登場とパソコン通信を仲立ちとして、一時期活発にやり取りされた歴史を紹介する。GM2規格の登場、著作権等管理事業法の施行が、MIDI配信という新たな音楽文化の発展を阻害する可能性があることを指摘する。具体的には以下の3点についてまとめた。(1) NIFTY¹とJASRAC²が行ったMIDI配信実験の経緯を述べる。(2) JASRACの課金システムの問題点を調査する。(3) GM2規格がメーカーやユーザのニーズを本当に満たしているのかを考察する。

About the trend of computer music by the amateur

Seiji Sugiyama

Department of Humane Informatics, Otani University

This paper describes the problems of the MIDI transmission of the non-moneymaking by the amateur. The history when MIDI transmission was done actively by the appearance of the de facto standard sound module and the personal computer communications is introduced. It is pointed out that it has the possibility that the appearance of GM2 and the enforcement of the copyright law obstruct the development of the new MIDI transmission culture. It was collected about three points of the following concretely. (1) The MIDI transmission experiment by NIFTY and JASRAC are expressed. (2) The billing system of JASRAC is verified. (3) It is mentioned whether GM2 really satisfies enterprises and user's needs.

1 はじめに

1990年頃から安価なMIDI音源が発売されるようになり、アマチュアでも簡単にコンピュータ音楽を扱えるようになった。一般人にもコンピュータ音楽が浸透し始めると共に、パソコン通信の世界ではNIFTYのMIDIフォーラム³(以下 FMIDI)を中心としたMIDIデータ配信という新しいアマチュア音楽文化を形成しつつあった。

ところが、1990年代後半からインターネットの急速な普及、AMEI⁴をはじめ、音源メーカーの不可解な規格統一の動向、著作権問題など、未解決な問題が山積し、2001年に著作権等管理事業法が施

行されたのを境に、アマチュアによるMIDIデータ配信は急速に衰退し始めたのである。

具体的にどの程度の衰退であるのかを数的に調べるのは困難であるが、2004年アマチュア向けMIDI音源のデファクトスタンダードを築き上げたRolandの子会社のエディロール社が解散に追い込まれたのを見れば一目瞭然である。

このまま放置しておく一般人へのコンピュータ音楽の認知度が下がり、新規にMIDIデータ配信を始めてみようとするアマチュアの数が減る可能性がある。また、音源メーカーもアマチュア向け音源の新規発売を敬遠する可能性がある。そこで本研究では、現状の問題点を整理して今後の方策を検討してみることとした。以下では、MIDIデータを配信するアマチュアの実態を取り上げて、著作権の問題、MIDI音源規格の問題を中心に議論していく。

¹本稿では@nifty, Nifty-ServeをNIFTYと記述する

²日本音楽著作権協会 <http://www.jasrac.or.jp/network/>

³現在のURLは <http://www.nifty.com/forum/fmidi/>

⁴社団法人音楽電子事業協会 <http://www.amei.or.jp/>

2 MIDI データ配信の変遷

2.1 FMIDI の MIDI データ配信実験

1980年代、MIDI規格制定やパソコン通信が一般的になると共に、MIDIデータを配信するアマチュアが登場した。当時のパソコン通信環境は貧弱であり、音声圧縮技術も未完成であり、情報量の少ないMIDIデータを配信するというのが有効であった。

NIFTY、PC-VAN⁵を始めとした大手サービスの他に草の根ネットと呼ばれる小規模な個人レベルのパソコン通信があり、著作権物の楽曲のMIDIデータであっても自由に配信されていた。

このように無秩序なMIDIデータ配信が続くのは問題があるとして、1991年、NIFTYはFMIDIというフォーラムを設置してJASRACと協定を結び、ネットワーク上に著作権物のMIDIデータを配信するための「実験」として、アマチュアの作成したMIDIデータを無料で配信する仕組みが作られた。FMIDIDATやFMIDICLAと呼ばれるフォーラムでは、実験期間中、JASRAC管理楽曲であっても無料でアップロードでき、NIFTY加入者であれば誰でも無料でアップロードされたMIDIデータをダウンロードできるようになった。この仕組みが多くユーザに受け入れられ、アマチュアによるMIDIデータ配信という新たな音楽文化が生まれた。

2.2 法律による衰退

ところが、2001年に著作権等管理事業法が施行され、ネットワーク配信の実験を行ってきたFMIDIが解散に追い込まれた。多くのアマチュア制作者は行き場を失っただけでなく、それまでに公開されたライブラリも全て削除された。これにより10年間続いたアマチュアによるMIDIデータ配信という文化がほぼ壊滅した。現在では場所をインターネット上に移して細々とFMIDIは続いているが、活発な状態とは言えない。

また、この法律に従ってお金さえ払えば、個人のホームページでMIDIデータを配信できることから、一部の気力あるアマチュアによって細々と続けられているが、新規アマチュアは殆ど参入していないと思われる。なぜなら、非営利であるMIDI創作活動に対して莫大な課金となされたのでは誰もが簡単に公開出来ないからである。

⁵現在のBiglobe

2.3 MIDI データ配信実験の結果

10年間、アマチュアによる非営利のMIDIデータ配信実験が行われたわけであるが、この実験期間中、JASRACは何も検討しなかった。(第3章で述べるようにJASRAC自身が何もしていないことを認めている)文化庁は個人の意見を聞くためと称して国民から意見を募ったが逃げ口上である。10年間もFMIDIにおいてMIDIデータ配信実験を行ってきたのであるから、法律制定にあたってはFMIDIのアマチュアの状況を判断材料とすべきであった。結局、アマチュアの声は殆ど無視される形で法律が作られるという最悪の状態となっている。そして、アマチュアによる非営利のMIDIデータ配信という文化が衰退した。

絵の世界では非営利のファンアートが2次創作物であっても殆どの場合課金されないのに対し、音楽の世界では非営利なのに2次創作物に課金されるのが問題である。しかも、このような非営利に対する課金を行っているのは現在日本だけである。

3 課金システムの問題

3.1 JASRAC へのインタビュー

第2章に示したように問題が明らかであっても法律が出来た以上、アマチュアはそれに従うしかない。ここでは法律改善以前の問題を考察する。著作物に対して対価を支払うのは当然であるとしても、その支払い方法や課金システムが正しく運用されているか、秘密裏に井勘定的に行われていないかを検証する必要があるだろう。これを行わなければ法律制定に殆ど関われなかったアマチュア達は納得しないだろう。そこで、JASRACの課金システムのうち、非営利の配信について詳細に調べ、不透明な部分、アマチュアにとってわかりにくい部分、手続き等やっかいな問題に関して、JASRACにインタビューを行った。この回答結果から見えてくる問題点を整理し、改善すべき点を洗い出すことにする。

3.2 JASRAC の回答

JASRACとの質疑応答を表1に示す。質問事項は、手続きに関する質問、利用者に関する質問、使用料に関する質問、NIFTYのFMIDIに関する質問の4つに分けられる。以下、個別に回答を考察する。

3.2.1 手続きに関する質問

JASRAC との手続きは J-TAKT⁶で行うが、契約更新毎に毎回初めての契約と同じ書類を郵送する必要があるという問題がある。JASRAC はメールなどでは本人確認が出来ないことを理由にあげているが、更新時にも必要というのは理解しかねるところである。例えば、携帯電話の契約のように、初回のみ本人確認、請求書送付後の入金があれば継続の契約が成立、やめる意志を伝えない限り契約継続とする方法が一般的であろう。分割払いしたいときには月毎の契約にすればよいと言うのであれば、毎回本人確認しなくてもよい方法の導入が必要である。

JASRAC は利用者に楽曲報告義務を科しているが、J-WID⁷の更新間隔は不定期で長いことがある。また、報告書式が複雑な理由として、間違いを訂正するのに役立つからだとしている。利用者は作品番号のみ報告し、J-TAKT と J-WID の連携で報告リストを利用者に返却して、利用者に確認させる方法が最も合理的であろう。本当に正しく報告出来たのかどうかを利用者にも分かる形式で処理されるのが望ましい。現状では利用していない楽曲の報告を行ってしまったというようなミスを発見出来ない。

3.2.2 利用者に関する質問

非営利の契約人数や使用料の平均値、最高値などを質問したが、まともな回答を得られなかった。なぜ数字の一人歩きを恐れるのか？公明正大に数字を公表できない裏事情があるからではないかと考えられる。JASRAC には各利用者毎のデータベースが存在し、名前を入力すると許諾の範囲や使用料一覧が出てくるシステムがある。データベースが存在するのに算出プログラムを用意出来ないなどということは考えられないことである。もし本当に算出出来ないなら不適切なシステムを使っていることになるだろう。改善すべきである。

このように曖昧な回答しか得られない所に対して楽曲報告を行っても、正確に権利者に分配されているのか疑わしい。非営利のアマチュアが疑問を抱くのも無理はない。本当に正しく分配していると言うのであれば表 1 の質問にあげた数値ぐらいは回答すべきであると考え。

⁶JASRAC の許諾申請システムの名前

⁷JASRAC の作品データベースシステムの名前

3.2.3 使用料に関する質問

非営利では着メロを一切公開出来ない理由も不明瞭である。MIDI データと着メロデータで同一のシーケンスを入力した場合（あるいは MIDI から着メロに 100 % 同一の内容で変換できた場合）両者のデータの違いは単純にファイルへの格納方法だけであり、楽曲の権利は変わらないはずである。例えば MIDI と MP3 で同一曲の場合、許諾を受ける方法は全く同じである。電話会社等からの強烈的な圧力があるのではないかと考えざるを得ない。

ストリーム配信で 10 曲以上の場合、金額固定で曲数無制限になる。この場合、何百曲配信しようが同じ金額となり、1 人の権利者に対しての分配が 1 円を切ることが予想される。1 円を切った場合には分配されず次年度に持ち越しとなるようであるが、これも疑問である。例えば割り算の結果 30 銭だった場合、3 年目で 90 銭、4 年目で 1 円 20 銭となるが切り捨てにより 1 円となる。そうするとこの権利者は 4 年で 1 円しか受け取れないことになる。そのような微々たる金額に対して、JASRAC はまじめに計算しているのか甚だ疑問である。

更に 2002 年度の着メロの収入^[3]がインタラクティブ配信全体の 95.6 % であることをみても、非営利個人の MIDI 配信から得られる金額の合計は微々たるものであることが推測される。ストリームとダウンロードをいちいち区別したところで JASRAC の収入としては微々たる変化しかないだろう。

また、ブラウザソフト会社もキャッシュファイルが残らないようにする方法を確立しようとしないうことから、少しパソコンに詳しい人ならストリームの MIDI データをダウンロードと同じように取得することは容易である。非営利についてはストリームとダウンロードの区別をなくす方向でも良いのではないかと考えられる。

10 曲以上のダウンロード方式の課金について、正比例の加算ではなく割引制度を作るなどする必要があると思われる。著者の調べた範囲で非営利個人でダウンロード方式 80 曲（8 万円／年）を申請したというサイトを知っている。この金額はアマチュアが気軽に音楽を楽しむ範囲を超えていると思われる。

以上より、非営利個人の使用料としては、ある曲数以上は固定額とし、ダウンロードとストリームの区別を行わないのが妥当であると考え。複雑、高額な著作権使用料を設定すべきではないだろう。

3.2.4 NIFTYのFMIDIに関する質問

第2章で述べたようなMIDI配信に関する実験を行っていたことを確認する質問を行った。そして、どの程度法律を作成するにあたって参考にしたのかを尋ねたが、表1の通り、JASRACは全く回答出来ない状態だった。資料等も残っていないようである。この結果を見ても非営利のアマチュアを完全に無視して法律が作られたことがわかる。

4 音源規格の問題

4.1 音源規格化の歴史

1991年、AMEIとMMA⁸によりGM1規格が制定された。ちょうどこの時期はFMIDIがMIDIデータ配信実験を始めた頃と一致する。GM1制定によって安価なMIDI音源が普及し、アマチュアでもDTMが可能になった。しかし、GM1は最小限度の規格であり、エフェクタなどの規定は殆どない。そこで、各音源メーカー毎に独自の規格を提唱し始める。

RolandはGM1の上位互換としてGS規格を提唱した。GSの初期モデルはSC-55である。その後、1993年にSC-55の後継機種としてSC-55mkIIが、1994年にSC-55mkIIの後継機種としてSC-88が、さらに1996年にSC-88の後継機種としてSC-88Proが、それぞれ発売された。この一連のSCシリーズは完全ではないものの、高い互換性を有しており、商用の通信カラオケにも多く採用されるなど、多くのユーザの支持を得た。SC-88ProはMIDI音源のデファクトスタンダードの地位を獲得した。なお、SCシリーズの音源はGSの上位互換であり、GS以外の固有音源が存在する。

一方、YAMAHAはGM1の上位互換としてXG規格を提唱した。XGの初期モデルはMU50である。その後、後継機種としてMU80、MU90、MU100、…、MU2000という音源を発売してきた。なお、MU90以降の音源はXGの上位互換であり、XG以外の固有音源が存在する。

他のメーカーもGM1を採用した音源を発売したが、ユーザに普及したのはRolandとYAMAHAの2社の音源である。しかも、MIDIデータの数が多いのはGSもしくはSC-88/SC-88Pro専用データである。アマチュアによるMIDIデータ配信はSC-88Proが発売された頃が最盛期であった。

⁸MIDI Manufacturers Association

4.2 GM2の問題点

前述の通り、GSやXGはGM1を独自に拡張したものであるから、全ての規格で再生可能な互換データを作るにはGM1に準拠しなければならない。ところが、GM1では表現力に問題がある。そこで、1999年、AMEIとMMAがGM1の上位互換としてGM2規格を制定した。しかし、GM2規格はSC-88Proやその他大多数の音源に搭載された音色を切り捨てる形になった。音源の包含関係の概要を図1に示す。

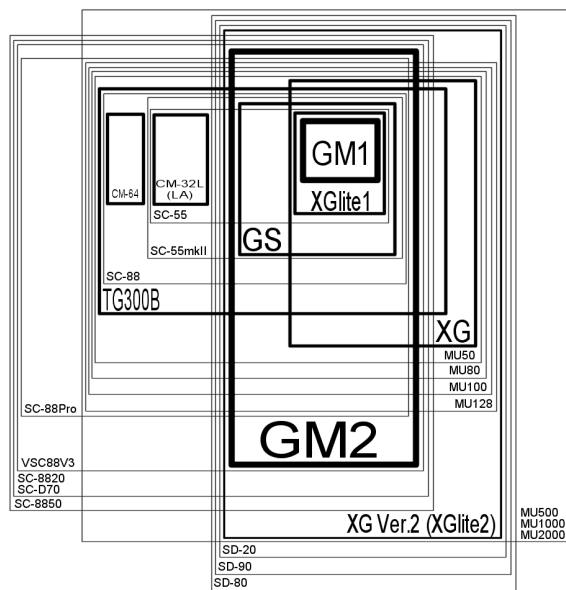


図1: 音源の包含関係の概要

4.2.1 過去のMIDIデータ財産の無視

殆どのアマチュアは音源に最小限度の投資しかない。従って、所持している音源の性能をフル活用してMIDIデータを作成することが多い。このようなデータは概ね作成音源でなければ制作者の意図通りには再生されない。例えば、SC-88Pro専用データはSC-88Proが必要となる。ところが、GM2はSC-88Proを排除している。さらに、2001年、RolandとYAMAHAはGM2、GS、XGの3規格を包含する製品開発を行うと宣言した。つまり、今後発売される音源にはSC-88Proの音色をサポートしないことが決定した。デファクトスタンダードの音源であるSC-88Proを切り捨てた結果、新しい音源では作成済みデータそのままでは利用出来なくなったばかりか、GM2に存在しない音色やエフェクトは再現不可能となった。GM2は過去のMIDIデータ財産を無視した形になっているので、多くのアマチュアから反感を買っている。

4.2.2 出音の違い

GM2は音色配列やエフェクタの規定を行っているだけであり、音源からの「出音」には全く関知しない規格である。RolandのGM2とYAMAHAのGM2の出音は基本的に別物である。その上、同一音源内に複数のGM2配列を持つものもある。例えば、RolandのSD-20では3つのGM2配列を持ち、出音は全く異なる。3つのGM2配列全てを使うためにはSD-20専用の初期化を行う必要がある。GM2専用の初期化では3つのうち1つしか使えない。

見かけ上GM2という規格はメーカーの垣根を越え、相互乗り入れしているように見えるが全く異なる。初心者にはこのような事情は理解しにくいものであり、GM2であればどれでも同じだというような錯覚を与えるのは問題である。しかも、流通している過去のデータの再生を保証しないのである。

4.2.3 アマチュアMIDI配信への影響

ここ数年、Web上へのMIDIデータ配信に変化が起こっている。MIDIデータのみで配信せず、MP3と併せて配信するアマチュアが急増している。その理由は3つあげられる。(1)過去のデータ財産を最新音源で再現出来ないで仕方なくMP3も配信する。(2)制作者と異なる音源では出音の違いが顕著であるから仕方なくMP3も配信する。(3)ソフト音源しか持っていないリスナが増えたので仕方なくMP3も配信する。(裏を返せばアマチュア制作者の数が減ったとも言えるだろう)

ここで1つの矛盾に突き当たる。MP3で配信するならGM2、GS、XGと規格化する意味が薄れるのである。そもそも、GM2が完全な規格であればMP3で配信する必要は殆どないのである。

MP3はMIDIに比べてまだまだ容量が大きい。またMIDI音源と異なりMP3は音質を犠牲にしているという問題がある。MP3を必要せず、MIDIデータのみで配信が行えるようにするための新たな規格が必要であると考ええる。

4.3 それぞれの立場のニーズ

音源メーカーはGM2が不十分であるから、音源メーカーの壁を越えた共通規格を望んでいる。アマチュア制作者は過去のデータを再生でき、かつメーカーや機種の違いに関係なく同じ出音で再生されるMIDI規格を望んでいる。リスナは高音質で容量の少ない

MIDIを安価な方法で制作者と同じ出音で聴けることを望んでいる。これらのニーズはGM2が抱える問題点の裏返しであり、全てのニーズを満たすということは本稿で述べたGM2の問題点を解決することである。AMEIとMMAは現状を良く認識し、改善策を考えるべきであろう。

5 おわりに

今回の表1の質疑応答により、法律内容の吟味以前の問題が明らかになった。そして、これらの問題の多くはJASRACが柔軟に対応するだけで即解決出来るものであると思われる。著作権を守るのは当然必要だが、音楽文化を守るというのも必要である。また、アマチュアなどの2次著作物の製作者を著作権によって縛りすぎるのも問題がある。この線引きをどこに置くのかという議論を、著作権を持つ人のみで決めてしまてはいけない。

GM2音源の問題点が明らかになった。GM2を広めようとするあまり、デファクトスタンダードな音源であるSC-88Proが切り捨てられた。さらに、GM2によるソフトウェア音源の登場などにより、アマチュアによるMIDIデータ配信に大きな変化が起こり、アマチュア向けMIDI音源の普及にもブレーキがかかっている。早急に、本当に必要な音源規格とはどのようなものかを考察していく必要があると考える。

以上の2項目が、アマチュアによるMIDIデータ配信の音楽文化衰退の原因であることが示された。

謝 辞

NIFTYのFMIDIに関する詳細情報を提供して頂いたFMIDIスタッフの衷氏に感謝の意を表する。

本研究の調査内容の一部は、著者が大谷大学文学部人文情報学科の和田圭二氏、山中洋平氏の卒業論文^{[1][2]}を指導する際に集った情報を元にまとめられたものである。ここに記して感謝する。

参考文献

- [1] 和田圭二:「非商用インタラクティブ配信に対する課金についての考察」、大谷大学文学部人文情報学科2003年度卒業論文
- [2] 山中洋平:「GM2音源の考察～世界標準規格としての問題点～」、大谷大学文学部人文情報学科2003年度卒業論文
- [3] 安藤和宏:「インターネット音楽著作権Q&A」(株)リットーミュージック, 2003
- [4] RolandのSC-88ProなどMIDI音源の取扱説明書

表 1: JASRAC との質疑応答

手続きに関する質問	
Q	A
現在クレジットカードでの支払いが可能ですが、分割払いができない。今後、分割払いによる支払いをできるようにする予定はありますか？	特にそのような予定はない。許諾期間まとめたものと考えているので分割という発想はない。月ごとの許諾期間契約があるのでそちらを利用して欲しい。
許諾更新の際、毎回申込書を送付する必要があるが、内容等に特に変更が無い場合同じ作業の繰り返しとなる。更新時の手続きを簡略化する予定はあるか？	現在、毎回書類を送ってもらっているのは、本人確認としての手段である。セキュリティの問題等が解消できるのであれば、電子メール等でもできるようにはなるだろう。
J-WID の更新間隔について、テレビ放送されたあたりで、利用者側としては使うことを考えますが、その時点でデータベースには反映されていません。更新間隔はどうなっていますか。	レコード会社からの届出があるのが、CD 発売以後ということが多いため、届出があったものは次の更新時に反映されている。また、現在は1ヵ月後との更新であるが、将来、この間隔が短くすることも考えている。毎日でも更新できればいいと考えている。
報告ファイルについて、現在、多岐に渡る項目を記入する必要がありますが、もっと簡素化できないのでしょうか。また、報告ファイルに間違いがあった場合は、どのように処理されるのでしょうか。	報告を JASRAC に登録されている番号だけで行ってしまうと、もし、その番号が間違っていたとき、それを判断する材料がないことになってしまいます。他の項目を同時に記入していただくことで、番号が違った場合の訂正をすることができるため、多くの項目を記入していただくことになっています。番号が間違っていた場合、主に楽曲名で判断します。楽曲名を間違っていて使用しているということは少ないので、同じ楽曲名が多数あり、判断不能な場合は、報告者にその旨を報告することもあります。
利用者に関する質問	
Q	A
現在までに非商用インタラクティブ配信で許諾を得た人の、のべ人数をお教え下さい。	公開している情報ではない。数字だけが一人歩きして、誤解を招くのを避けるため、慎重に議論した後でないと公開はできない。
また、同一人物による継続の許諾を除いた場合の人数を把握されておられますでしょうか。その場合、その人数をお聞かせ下さい。	把握していない。そのようなものを抽出するプログラムがないため不明。
一人あたりの平均使用料金をお教え下さい。	
また、現在までで最高額の使用料金をお教え下さい。	
現在、許諾を得て運営されているホームページの数を把握しておられましたら、お教え下さい。	最初の2つと同じ理由により非公開。
非商用インタラクティブ配信で徴収された金額の合計をお教えください。(平均は把握していませんが、合計は把握しているだろうと考えたので聞いてみた)	公開していない。また、非商用だけ公開するとすると、他のものも公開する必要が出てくる。
では、着信メロディでの徴収額が公開されている理由をお教えください。	着信メロディーは、インタラクティブ配信で一番主だった部分であるから。
使用料に関する質問	
Q	A
非商用インタラクティブ配信において、現在の使用料は認可されたままの金額で変更はなされていません。3年経った現在、変更する予定はありますか。	現在は変更する予定はない。ただ、将来に渡り変更する予定ないという訳ではない。社会情勢等の変化により、必要性が出てくれば変更するだろう。
現在の金額は、「インターネット・サービス・プロバイダーへ支払う料金より高くは社会的に受け入れられない」という意見の元、制定されたものであるとなっていると思いますがそのことに関しては。	当時、金額を設定するにあたり、参考材料の1つであったかもしれない。しかし、現在その金額を基準に考えるのが妥当であるか、そうでないのかという結論が出ていない。プロバイダー料金というものよりも、「音楽としての料金」として考えている。
ダウンロード形式での使用料は10曲毎に加算されるシステムで、ストリーミング形式での使用料は10曲以上で曲数に関わらず一定の金額となるシステムです。貴社では、この2種類の形式に対して、なぜこのように課金体系を変えていらっしゃるのでしょうか。	ダウンロード形式等はクライアント側が自由に記録媒体に保存することができ、そこからの利用も発生すると思われるから。
また、ダウンロード形式を重要視していると考えてよろしいのでしょうか。	働きかけることはした。ただ、ブラウザ製作会社はブラウザ製作会社側としての立場や目的があるので、こちらの要請がそのまま通るわけではない。
ストリーミング形式でキャッシュに残る場合の対応として「各インターネット・ブラウザ・ソフト開発会社へ働きかけを行う」とありましたが、その後の情報が我々には伝わってきていません。その後どのようにになりましたでしょうか。	
受信者がキャッシュファイルを利用することに関して、どのような考えがありますか。	配信者側で保存できるようにしていなければ、配信者側にそれ以上のことは問わない。受信者も利用するには、知識等要求されるはずなので、簡単にできないものであると。
使用料の権利者への分配金額の決定の計算式をお教え下さい。	10% (又は12%) が JASRAC に入ります。基本的な分配はインタラクティブ配信と同様で、リクエスト回数等につきましては、非商用の方は判別不能な場合が多いですので、使った曲に関して等分配します。期間やリクエスト回数が報告されれば、それを元に分配をする。
1円を切った場合はどうなりますか。	分配するときは整数分のみの分配。端数は次回に持ち越し(?)。
着信メロディの配信は全て商用ということになっていますが、これは何故でしょうか。	着信メロディと呼ばれる物自体が、携帯電話等の経済の中ですでに確立されたものであり、この着信メロディの配信ということ自体が、経済の中で商用の中にあるものだからである。
NIFTY の FMIDI に関する質問	
Q	A
@nifty の旧音楽フォーラムは、貴社も関与し、音楽無料配信の実験場所として運営されていたと思いますが、この認識で正しいでしょうか。	実験場所というと、少し意味の捕らえ方が変わるかもしれませんが、おおよそとしてはその認識で構わない。
そこで発見された利点や欠点等、得られた情報をお教え下さい。	ない。資料等もない。
現在の著作権管理等事業法の制定や貴社の使用料等の制定に影響を与えた点があれば、お教え下さい。	ない。資料等もない。
旧音楽フォーラムが閉鎖、消滅した後、貴社から旧音楽フォーラムの情報が出てきていませんが、その理由をお聞かせ下さい。	
質問とは少し違うのですが、旧音楽フォーラムに関する資料があれば、コピー等頂けないでしょうか。	

(2003年12月24日、東京代々木上原JASRACにて和田氏^[1]による取材より要旨抜粋)